

障害者権利条約の定義

手話の
言語化

手話の形、内容の拡大

要約筆記、
手話通訳等

手話、点字、朗
読、筆記その他

手話奉仕員養成
が義務化！

モデル実施要綱の法的根拠

法的
根拠

- **障害者基本法第22条**
(意思疎通仲介者の養成と派遣の義務)
- **障害者総合支援法第77条第1項6号**
(意思疎通に支障があるものに派遣)

厚労省のモデル実施要綱

厚労省のモデル実施要綱の狙い

地域格差をなくすため

- ×利用時間、回数制限がある
- ×市外の派遣を認めない
- ×複数の居住地の利用者の集まり
- ×派遣費、費用が異なる
- ×通訳レベル(技術、対応)に差がある